



○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成14年7月8日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達產品等の種類及び数量

長野県庁舎（本館、議会棟、議会増築棟、西庁舎及び東庁舎をいう。）で使用する電気

予定使用電力量 6,609,000kWh

(2) 調達產品等の特質等

入札説明書による。

(3) 調達期間

平成14年10月1日から平成15年9月30日まで

(4) 調達場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

入札金額は本県で示す契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した契約電力に対する単一の単価及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載すること。

落札者の決定は本県で示す予定使用電力量の対価を、入札書に記載された入札金額に従って計算した調達期間における電気料金の総額で行うので、入札金額と併せて電気料金総額を記載すること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 電気事業法第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。
- (5) 事故発生時等、緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。
- (6) 本公告に示した調達產品に関し、供給開始日から確実に安定した供給が可能である者であること。

3 入札説明書の交付、交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

(1) 入札説明書の交付

本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により入札に参加する者1人に対し、1部を無償で交付する。ただし、郵送を希望する者は、当該郵送料を添えて申請することができる。

(2) 交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成14年8月20日(火) 午前10時

イ 場 所 長野県庁 西庁舎 401号会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日 時 平成14年8月19日(月) 午後5時

イ 場 所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県総務部管財課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、本公告に示した調達產品を安定して供給できる

ことを証明するための書類（以下「競争入札参加資格確認申請書」という。）及び確認書類を平成14年8月13日（火）午後5時までに上記(3)の場所に提出しなければならない。

なお、開札日の前日までの間に競争入札参加資格確認申請書及び確認書類に関し照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければならない。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(7) 入札の無効

財務規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定する。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は単価契約とする。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electricity of about 6,609,000kWh to be used in the prefectural government buildings

(2) Contract duration:

From October 1, 2002 until September 30, 2003

(3) Place where the product is procured:

The prefectural government buildings

Address: 692-2 Aza Habashita, Oaza Minaminagano, Nagano City

(4) Contact point for the tender information;

description/conditions/and other inquiries:

Property Administration Division, General Affairs Department,
Nagano Prefectural Government
692-2 Aza Habashita, Oaza Minaminagano, Nagano City
TEL 026-235-7045

(5) Time and place for the tender:

Time: 10:00 AM August 20, 2002

Place: Meeting Room 401, Nagano Prefectural Government West
Annex

(6) Time limit for the tender by mail and the delivery place:

Time: 5:00 PM August 19, 2002

Place: Property Administration Division, General Affairs
Department, Nagano Prefectural Government
380-8570

管財課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年7月8日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成14年7月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 松本ユネスコ協会

3 代表者の氏名

上條 美智子

4 主たる事務所の所在地

松本市城西二丁目5番12号

5 定款に記載された目的

この法人は、ユネスコ憲章の精神に基づき、松本市民の間におけるユネスコ活動の推進を図り、国際的相互理解と親善に努めるとともに、国際社会の進歩に貢献しうる市民づくりをすることによって、地域の発展、さらには世界平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

県営柵地区土地改良事業の変更計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成14年7月8日

長野県知事 田中康夫

1 縦覧に供する書類

県営柵地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成14年7月9日から8月5日まで

3 縦覧の場所

上水内郡戸隠村役場

土地改良課

○公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により長野市居町72番地1 清水由紀子ほか44名から提出された住民監査請求について、同条第3項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表する。

平成14年7月8日

長野県監査委員	島	田	基	正
同	柳	沢	政	安
同	内	田	雄	治
同	柳	澤	賢	二

14監査第21-1号

平成14年7月1日

(請求人代理人) 様

長野県監査委員	島	田	基	正
同	柳	沢	政	安
同	内	田	雄	治
同	柳	澤	賢	二

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成14年4月30日に提出のあった、平成13年5月13日から5月17日までの間に実施された東南アジア経済事情地方行政視察に関する標記請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第3項の規定により、別紙のとおり監査結果を通知します。

(別紙)

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

長野市居町72番地1 清水由紀子ほか44名（別記のとおり）

請求人代理人

岡谷市本町2丁目6番36号 弁護士 松村文夫

長野市大字長野旭町1098番地 弁護士 内村 修

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成14年4月30日である。

3 請求の内容

提出された長野県職員措置請求書による請求の要旨は、次のとおりである（原文のまま）。

請求の要旨

長野県議会議員向山公人、同金子ゆかり、同西沢正隆、同柳田清二、及び同竹内久幸の5名が、平成13年5月13日から同17日までの5日間、タイ王国で行った「東南アジア経済事情地方行政視察」は、旅費として合計100万円（公費の支出限度は1人20万円）の公金を知事、支出手続担当者らをして支出させた。

本件視察は、「バンコック進出企業の視察」を調査目的としたものであるが、実際には、視察は1日間のみしかおこなわれず、残りは、「バンコック郊外視察」「バンコック市内視察」「アユタヤ視察」という名目で、水上マーケット、エメラルド寺院、アユタヤ遺跡、バンパイン遺跡などの観光に終始している。

本件視察は、その直後の同年5月27日から6日間の日程で行われたタイ王国及びカンボジア王国、並びに同年6月10日から5日間の日程で行われたタイ王国の、各「東南アジア経済事情地方行政視察」とともに、視察制度（「海外視察・奇数期」）、視察対象国、視察期間、視察内容・目的などからすると、極めて類似した「視察」内容であり、公務性がないといえるものである。

このように、観光に終始した公務性のない「視察」に対して公金を支出することは、明らかに違法不当である。

知事は、違法不当な公金を費消した上記5名に対して、その返還を求める権利と義務を有するものである。

よって、監査委員は、知事に対して、次のとおり勧告するよう求める。

記

知事は、上記旅行をした者に対し、旅費全額を長野県に返還するよう請求すること。

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成14年4月30日にこれを受理した。

5 請求人等の証拠の提出及び陳述

請求人及び請求人代理人に対して、法第242条第5項の規定により、平成14年5月23日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

第2 監査の実施**1 監査対象事項**

平成13年5月13日から5月17日までの間に実施された県議会議員（以下「議員」という。）の東南アジア経済事情地方行政視察（以下「本件視察」という。）に係る

旅費の支出について監査対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局について監査を実施した。

3 関係人調査

法第199条第8項の規定により、海外視察を行った議員に対して、報告書に関し補足する点等を文書により照会するとともに、向山公人議員及び西沢正隆議員から聞き取りを行った。

また、本件視察の旅行業務を扱った旅行代理店に対して、文書照会による調査を行った。

第3 監査の結果

監査対象事項は、請求人が主張する違法、不当なものではなく、本件請求には、理由がない。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する条例又は規則等との照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取並びに関係人調査を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 議員海外視察の手続について

議員海外渡航制度は、長野県議会議員海外渡航実施申合せ事項（平成3年7月2日議会運営委員会決定）等に基づいており、本件視察は定められた手続に従い、次のとおり実施されていることが確認された。

なお、この制度は、平成14年4月1日に改正が行われている。

- ア 議員による海外視察の計画策定
- イ 議長への海外行政視察実施計画書の提出
- ウ 議会運営委員会への協議
- エ 海外視察の実施
- オ 議長への報告書の提出

(2) 本件視察の概要について

本件視察は、議員当選回数が奇数期の議員を対象とした「東南アジア地域における海外渡航」の制度により実施されたもので、視察を行った議員及び海外行政視察実施計画書に記載されている視察期間等は次のとおりである。また、視察の概要については別紙のとおりである。

- ア 視察議員 向山公人、竹内久幸、金子ゆかり、柳田清二、西沢正隆各議員
- イ 視察期間 平成13年5月13日～5月17日
- ウ 視察先国 タイ王国
- エ 調査目的 東南アジア経済事情地方行政視察
- オ 調査項目 バンコック進出企業の視察

(3) 本件視察に係る旅費の支出状況

議員の外国旅行の旅費については、特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年長野県条例第75号）第10条の規定により、その都度定めることとされており、本件視察については、議員一人当たり200,000円、総額で1,000,000円の旅費が支給されている。

これらの旅費に係る会計処理については、関係条例、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定に従い行われていることが確認された。

2 判断

事実関係の確認に基づき、以下のとおり判断する。

国際化が進展する今日、議員が海外の行政事情の正確な知識を習得し、教養を深めるために海外視察を行い、その議会活動の能力を高め、議会活動に役立たせることは、県民の利益にもつながるものと考えられるため、目的や効果等を勘案して合理的な必要性がある場合には、海外視察が認められるものである。

判例においても、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために必要な限度で広範な権能を有し、合理的な必要性があるときはその裁量により議員を海外に派遣することができる」（昭和63年3月10日最高裁判決、平成9年9月30日最高裁判決も同旨）とされているところである。

しかしながら、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならず（法第2条）、その経費は目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて支出してはならないとされており（地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条）、このような法の趣旨を踏まえると、議会が実施を決定した海外視察といえども、その内容が視察の目的、態様、効果等に照らして社会通念上妥当なものであることが必要である。

請求人は、観光に終始した公務性のない視察に対して公金を支出することは、違法不当であると主張している。

視察と観光旅行を外形的に区別することは容易ではないが、公費を支出して行われる海外視察は、最大の効果を得るために事前の計画の策定、準備、視察の実施状況、成果等を、全体的に見てその妥当性を評価すべきものと考える。

本件視察については、海外行政視察実施計画書によると、調査目的は東南アジア経済事情地方行政視察となっている。視察報告書並びに関係人からの聞き取り及び提出された補足説明資料によると、本件視察においては、アジア通貨危機後、経済の回復過程にあるタイ経済の状況について調査が行われている。JETROバンコクセンターでは、所長からタイの経済概況や日系企業が果たしている役割等について説明を受けるとともに、意見交換を行っている。また、本県から進出した企業の工場やオフィスを訪問し、進出時の状況や企業の現況を調査するとともに、バンコク長野県人会の会長や役員など、タイにおいて活躍する本県の関係者と懇談し交流

を深めている。

また、本県と同様に都心を離れた観光地における観光産業の振興に関して視察が行われている。バンコック郊外の水上マーケットを訪れ、生活に密着した運河を利用し、市場と観光を結びつけた状況を視察している。国を代表する観光地であるエメラルド寺院では、観光施設の警備の状況や周辺の土産物店などの状況を視察している。世界遺産であるアユタヤ遺跡では、本県における世界遺産の登録に向けた動きを踏まえ、まちづくりや景観など遺跡や周辺の状況を視察している。このほか、バンコック市内や郊外の観光地、観光施設を訪問し、地域資源を生かした観光地の状況を視察している。

さらに、バンコック市内において、いわゆるスラムが抱える教育、健康、社会福祉等の多岐にわたる問題の解決に取り組んでいるドゥアン・プラティープ財団を訪問し、財団の活動状況について説明を受けるとともに、聴覚障害児の教育現場やスラム街の現状を視察している。

このように、本件視察は、本県における行政課題に関連してタイの経済や社会状況等について視察するために計画され、実施されたものであることが認められる。視察日程を見ると、本県から進出した企業等の訪問調査のほかに、世界的な遺跡や寺院等の見聞による調査が主体となっている視察箇所も少なくないが、関係人から視察の状況を確認したところ、これらの視察箇所においても、参加した議員が統一的な行動をしており、視察目的に沿ってそれぞれの議員が政策判断に資するための視点から視察を行っているものと認められる。また、議員自身が実際に様々な見聞をすることにより、知識、教養を豊かなものにし、職務を行う上で有意義であったと推測され、本件視察について全体的に見ると、公務性が一概に否定されるものではなく、本件視察を不当とまでいうことはできない。

以上のことから、請求人の主張は認められない。

(別記)

請求人

住 所	氏 名
長野市居町72番地1	清水由紀子
長野市大字檀田26番地3	岩田弘子
飯山市大字飯山1973番地15	関口聖一
長野市大字小柴見142番地の54	宮尾敬子
上田市大字上田原1237番地34	堀之内優子
長野市稻里町中氷鉋953番地7	久保田倫子
須坂市大字須坂1479番地	堀内旬子
長野市中越2丁目15番8号	出口公宣
埴科郡坂城町大字南条808番地の2	山崎陸人

長野市大字南長池917番地	森 山 昌 子
上高井郡小布施町大字飯田154番地 6	小 林 見 法
長野市川中島町四ツ屋1406番地 1	塚 田 美知江
上水内郡牟礼村大字豊野1429番地120	田 中 雅 雄
長野市上松 3 丁目39番14号	江 原 米 子
長野市上松 3 丁目 5 番19- 9 号	中 谷 仁 美
長野市大字稻田716番地の14	田 中 静 身
中野市大字岩船296番地 1	田 中 孝 正
長野市大字富竹872番地	近 藤 正
長野市篠ノ井布施高田26番地 7	三 井 多美子
長野市川中島町今里868番地54	山 崎 和 代
上田市中央北 1 丁目 1 番 9 号	高 村 裕 久
長野市篠ノ井岡田2985番地	宮 沢 一 彰
木曽郡楢川村大字贊川1582番地	小 倉 浩 彰
上高井郡小布施町大字小布施854番地39	山 口 貞 子
長野市大字安茂里1150番地 4	清 水 弘 子
長野市皆神台169番地	山 崎 千鶴子
長野市川中島町今里1547番地	舟 田 弘 子
長野市大字北長池350番地	田 嶋 季 晴
長野市大字若槻団地 1 番地93	山 岸 堅 磐
長野市大字南堀26番地の20	赤 羽 豊 喜
長野市合戦場 2 丁目51番地	永 原 征 夫
長野市篠ノ井布施五明 1 番地23	須 坂 良 昭
須坂市明徳12番地の 3	前 島 紀 薫
長野市宮沖185番地	傳 藤 沢 子
長野市吉田 4 丁目25番46号	井 上 淑 子
長野市大字西尾張部517番地	竹 内 哲 雄
長野市三輪 2 丁目34番11号	竹 村 利 幸
長野市大字南長野西後町625番地の 6	坂 宮 幸 隆
長野市青木島町綱島109番地15	口 澤 国 夫
長野市桐原 2 丁目13番21号	近 藤 けさ子
長野市大字稻葉2748番地 7	若 林 律 子
長野市若穂保科2865番地24	中 村 宏 美
更埴市大字森2590番地12	今 井 和 子
長野市大字東和田749番地 6	小 林 美喜江
長野市大字富竹545番地 3	

(別紙) 東南アジア経済事情地方行政視察の概要

年 度	平成13年度	渡航名	東南アジア経済事情地方行政視察		
主 催	長野県議会				
旅 行 期 間	平成13年5月13日(日)～5月17日(木)	5日間	渡航先	タイ王国	
議員氏名	向山公人、竹内久幸、金子ゆかり、柳田清二、西沢正隆				
隨行者等	随行なし				
実施計画書の内容	1 観察期間 2 観察先国 3 調査目的 4 調査項目	平成13年5月13日～5月17日(5日間) タイ王国 東南アジア経済事情地方行政視察 バンコク進出企業の視察			
議会運営委員会への協議		平成13年3月23日			
旅行前の経過					
観察日程	月 日	地 名	現地時間	交通機関	内 容
	5／12(土)	成田泊			
1	13(日)	成田発 バンコック着	11:00 15:30	航空機	

2	14 (月)	バンコック	専用車	JETROバンコックセンター訪問 ドゥアン・プラティープ財団訪問 (徳)キット現地工場視察 バンコック長野県人会との懇談
3	15 (火)	バンコック	専用車	バンコック郊外視察 ・水上マーケット ・ナコンパトム バンコック市内視察 ・エメラルド寺院 ・暁の寺院
4	16 (水)	バンコック発 アユタヤ着	専用車 船	アユタヤ遺跡視察 バンコイン遺跡視察 煙火店社長との懇談
5	17 (木)	バンコック発 成田着	航空機	10:50 19:00

旅 行 命 令		起 票 年 月 日		平成13年4月26日					
支 出 額 (円)		氏 名		向 山 公 人	竹 内 久 幸	金 子 ゆ か り	柳 田 清 二	西 沢 正 隆	計
(参考)	支 給 額	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,000,000
	国内旅行分	25,020 3,000 13,300	25,260 — —	21,320 — —	18,551 — —	24,620 — —			
算 定 額	旅費	航空費 現地交通費 当 日 宿泊料 支度料 雜費(空港税等)	182,000 16,900 28,000 68,800 43,120 3,540						
	計	383,680	367,620	363,680	360,911	366,980			

(注) 視察日程中の現地時間は、出発前の予定時間である。

監査委員事務局

○公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により長野市居町72番地1 清水由紀子ほか44名から提出された住民監査請求について、同条第3項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表する。

平成14年7月8日

長野県監査委員	島	田	基	正
同	柳	沢	政	安
同	内	田	雄	治
同	柳	澤	賢	二

14監査第21-2号
平成14年7月1日

(請求人代理人) 様

長野県監査委員	島	田	基	正
同	柳	沢	政	安
同	内	田	雄	治
同	柳	澤	賢	二

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成14年4月30日に提出のあった、平成13年5月27日から6月1日までの間に実施された東南アジア経済事情地方行政視察に関する標記請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第3項の規定により、別紙のとおり監査結果を通知します。

(別紙)

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

長野市居町72番地1 清水由紀子ほか44名（別記のとおり）

請求人代理人

岡谷市本町2丁目6番36号 弁護士 松村文夫

長野市大字長野旭町1098番地 弁護士 内村 修

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成14年4月30日である。

3 請求の内容

提出された長野県職員措置請求書による請求の要旨は、次のとおりである（原文のまま）。

請求の要旨

長野県議会議員百瀬喜八郎、同下村恭、同鈴木清、同垣内基良、及び同浜康幸の5名が、平成13年5月27日から6月1日までの6日間、タイ王国・カンボジア王国で行った「東南アジア経済事情地方行政視察」は、旅費として合計100万円（公費の支出限度は1人20万円）の公金を知事、支出手続担当者らをして支出させた。

本件視察は、「東南アジア進出企業の視察等」を調査目的としたものであるが、実際には、視察は1日間のみしかおこなわれず、残りは、「バンコック郊外視察」「バンコック市内視察」「シムリアップ視察」という名目で、水上マーケット、ナコンパトム、エメラルド寺院、カンボジア王国へ足を延ばしてアンコールワット遺跡、アンコールトム遺跡などの観光に終始している。

本件視察は、直前の5月13日から5日間の日程で行われたタイ王国、並びに直後の6月10日から5日間の日程で行われたタイ王国の、各「東南アジア経済事情地方行政視察」とともに、視察制度（「海外視察・奇数期」）、視察対象国、視察期間、視察内容・目的などからすると、極めて類似した「視察」内容であり、公務性がないといえるものである。

このように、観光に終始した公務性のない「視察」に対して公金を支出することは、明らかに違法不当である。

知事は、違法不当な公金を費消した上記5名に対して、その返還を求める権利と義務を有するものである。

よって、監査委員は、知事に対して、次のとおり勧告するよう求める。

記

知事は、上記旅行をした者に対し、旅費全額を長野県に返還するよう請求すること。

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成14年4月30日にこれを受理した。

5 請求人等の証拠の提出及び陳述

請求人及び請求人代理人に対して、法第242条第5項の規定により、平成14年5月23日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

第2 監査の実施**1 監査対象事項**

平成13年5月27日から6月1日までの間に実施された県議会議員（以下「議員」

という。)の東南アジア経済事情地方行政視察(以下「本件視察」という。)に係る旅費の支出について監査対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局について監査を実施した。

3 関係人調査

法第199条第8項の規定により、海外視察を行った議員に対して、報告書に関し補足する点等を文書により照会するとともに、下村恭議員から聞き取りを行った。

また、本件視察の旅行業務を扱った旅行代理店に対して、文書照会による調査を行った。

第3 監査の結果

監査対象事項は、請求人が主張する違法、不当なものではなく、本件請求には、理由がない。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する条例又は規則等との照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取並びに関係人調査を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 議員海外視察の手続について

議員海外渡航制度は、長野県議会議員海外渡航実施申合せ事項(平成3年7月2日議会運営委員会決定)等に基づいており、本件視察は定められた手続に従い、次のとおり実施されていることが確認された。

なお、この制度は、平成14年4月1日に改正が行われている。

- ア 議員による海外視察の計画策定
- イ 議長への海外行政視察実施計画書の提出
- ウ 議会運営委員会への協議
- エ 海外視察の実施
- オ 議長への報告書の提出

(2) 本件視察の概要について

本件視察は、議員当選回数が奇数期の議員を対象とした「東南アジア地域における海外渡航」の制度により実施されたもので、視察を行った議員及び海外行政視察実施計画書に記載されている視察期間等は次のとおりである。また、視察の概要については別紙のとおりである。

- ア 視察議員 下村恭、百瀬喜八郎、垣内基良、浜康幸、鈴木清各議員
- イ 視察期間 平成13年5月27日～6月1日
- ウ 視察先国 タイ王国、カンボジア王国
- エ 調査目的 東南アジア経済事情地方行政視察

オ 調査項目 東南アジア進出企業の視察等**(3) 本件視察に係る旅費の支出状況**

議員の外国旅行の旅費については、特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年長野県条例第75号）第10条の規定により、その都度定めることとされており、本件視察については、議員一人当たり200,000円、総額で1,000,000円の旅費が支給されている。

これらの旅費に係る会計処理については、関係条例、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定に従い行われていることが確認された。

2 判断

事実関係の確認に基づき、以下のとおり判断する。

国際化が進展する今日、議員が海外の行政事情の正確な知識を習得し、教養を深めるために海外視察を行い、その議会活動の能力を高め、議会活動に役立たせることは、県民の利益にもつながるものと考えられるため、目的や効果等を勘案して合理的な必要性がある場合には、海外視察が認められるものである。

判例においても、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために必要な限度で広範な権能を有し、合理的な必要性があるときはその裁量により議員を海外に派遣することができる」（昭和63年3月10日最高裁判決、平成9年9月30日最高裁判決も同旨）とされているところである。

しかしながら、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならず（法第2条）、その経費は目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて支出してはならないとされており（地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条）、このような法の趣旨を踏まえると、議会が実施を決定した海外視察といえども、その内容が視察の目的、態様、効果等に照らして社会通念上妥当なものであることが必要である。

請求人は、観光に終始した公務性のない視察に対して公金を支出することは、違法不當であると主張している。

視察と観光旅行を外形的に区別することは容易ではないが、公費を支出して行われる海外視察は、最大の効果を得るために事前の計画の策定、準備、視察の実施状況、成果等を、全体的に見てその妥当性を評価すべきものと考える。

本件視察については、海外行政視察実施計画書によると、調査目的は東南アジア経済事情地方行政視察となっている。視察報告書並びに関係人からの聞き取り及び提出された補足説明資料によると、本件視察においては、アジア通貨危機後、経済の回復過程にあるタイ経済の状況について調査が行われている。JETROバンコックセンターでは、所長からタイの経済概況や日系企業が果たしている役割等について説明を受けるとともに、意見交換を行っている。また、本県から進出した企業の

工場を訪問し、進出時の状況や企業の現況を調査するとともに、バンコック長野県人会の会長や役員など、タイにおいて活躍する本県の関係者と懇談し交流を深めている。

また、カンボジアやタイにおける歴史、文化、観光等の状況に関して視察が行われている。カンボジアでは、内戦後の復興を目指している現状を視察するとともに、世界的な文化遺産であるアンコールワットやアンコールトムの整備状況について視察している。アンコールワットでは、本県においてダムに関する議論がされていることを踏まえ、クメール王朝の経済基盤の確立に重要な役割を果たし、大きな水がめとしての機能を有する遺跡の状況を視察している。タイでは、侵略の歴史が建物に残るエメラルド寺院や暁の寺院などを訪れ、国際紛争の歴史や宗教施設と観光とのつながりについて視察している。

このように、本件視察は、本県における行政課題に関連してタイ及びカンボジアの経済や社会状況等について視察するために計画され、実施されたものであることが認められる。視察日程を見ると、本県から進出した企業等の訪問調査のほかに、世界的な遺跡や寺院等の見聞による調査が主体となっている視察箇所も少なくないが、関係人から視察の状況を確認したところ、これらの視察箇所においても、参加した議員が統一的な行動をしており、視察目的に沿ってそれぞれの議員が政策判断に資するための視点から視察を行っているものと認められる。また、議員自身が実際に様々な見聞をすることにより、知識、教養を豊かなものにし、職務を行う上で有意義であったと推測され、本件視察について全体的に見ると、公務性が一概に否定されるものではなく、本件視察を不当とまでいふことはできない。

以上のことから、請求人の主張は認められない。

(別記)

請求人

住 所	氏 名
長野市居町72番地1	清水由紀子
長野市大字檀田26番地3	岩田弘子
飯山市大字飯山1973番地15	関口聖一
長野市大字小柴見142番地の54	宮尾敬子
上田市大字上田原1237番地34	堀之内優子
長野市稻里町中氷鉋953番地7	久保田倫子
須坂市大字須坂1479番地	堀内旬子
長野市中越2丁目15番8号	出口公宣
埴科郡坂城町大字南条808番地の2	山崎陸人
長野市大字南長池917番地	森山昌子

上高井郡小布施町大字飯田154番地 6	小林 見 法
長野市川中島町四ツ屋1406番地 1	塚田 美知江
上水内郡牟礼村大字豊野1429番地120	田中 雅 雄
長野市上松 3 丁目39番14号	江原 米 子
長野市上松 3 丁目 5 番19-9号	中谷 仁 美
長野市大字稻田716番地の14	田中 静 身
中野市大字岩船296番地 1	田中 孝 正
長野市大字富竹872番地	近藤 多美子
長野市篠ノ井布施高田26番地 7	三井 和 代
長野市川中島町今里868番地54	高村 裕 久
上田市中央北 1 丁目 1 番 9 号	高宮 沢 彰 一
長野市篠ノ井岡田2985番地	小澤 浩 彰
木曾郡楢川村大字贊川1582番地	倉科 貞 子
上高井郡小布施町大字小布施854番地39	山口 弘 子
長野市大字安茂里1150番地 4	清水 千鶴子
長野市皆神台169番地	舟田 弘 子
長野市川中島町今里1547番地	田嶋 季 晴
長野市大字北長池350番地	山岸 堅 磐
長野市大字若槻団地 1 番地93	赤羽 豊 喜
長野市大字南堀26番地の20	永原 征 夫
長野市合戦場 2 丁目51番地	前島 良 昭
長野市篠ノ井布施五明 1 番地23	傳田 紀 昭
須坂市明徳12番地の 3	藤沢 薫 子
長野市宮沖185番地	井上 淑 子
長野市吉田 4 丁目25番46号	竹内 哲 雄
長野市大字西尾張部517番地	竹村 利 幸
長野市三輪 2 丁目34番11号	坂口 幸 隆
長野市大字南長野西後町625番地の 6	宮澤 国 夫
長野市青木島町綱島109番地15	近藤 けさ子
長野市桐原 2 丁目13番21号	若林 律 子
長野市大字稻葉2748番地 7	中村 宏 美
長野市若穂保科2865番地24	今井 和 子
更埴市大字森2590番地12	小林 美喜江
長野市大字東和田749番地 6	
長野市大字富竹545番地 3	

(別紙) 東南アジア経済事情地方行政視察の概要

年 度	平成13年度	渡航名	東南アジア経済事情地方行政視察		
主 催	長野県議会				
旅 行 期 間	平成13年5月27日(日)～6月1日(金)			6 日間	渡航先 タイ王国、カンボジア王国
議 員 氏 名	下村 恭、百瀬喜八郎、垣内基良、浜 康幸、鈴木 清				
隨 行 者 等	随行なし				
実施計画書 の内 容	1 観察期間	平成13年5月27日～6月1日 (6日間)			
	2 観察先国	タイ王国、カンボジア王国			
	3 調査目的	東南アジア経済事情地方行政視察			
	4 調査項目	東南アジア進出企業の観察等			
議会運営委員会への協議	平成13年4月18日				
旅行前の経 過				内 容	
観 察 日 程	月 日	地 名	現地時間	交通機関	
	1 5/27(日)	名古屋発 バンコック着	10:30 14:30	航空機	

2	28 (月)	バンコック	専用車	TDK係現地工場視察 シナノケンシシ傑現地工場視察 JETROバンコクセンター訪問 バンコック長野県人会との懇談	
3	29 (火)	バンコック発 シェムリアップ着	航空機	アンコールワット遺跡視察	
4	30 (水)	シェムリアップ発 バンコック着	航空機	アンコールトム遺跡視察	
5	31 (木)	バンコック	専用車	バンコック郊外視察 ・水上マーケット ・ナコンパトム バンコック市内視察 ・エメラルド寺院 ・暁の寺院	
6	6／1 (金)	バンコック発 名古屋着	航空機	1:10 8:35	

旅行命令 支出額 (円)	起票年月日	平成13年5月10日									
		氏 名			下村 恭	百瀬喜八郎	垣内 基良	浜 康幸	鈴木 清	計	
	支 給 額	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,000,000	
(参考)	国内旅行分 (運賃 当宿泊料)	24,847	18,920	—	17,800	—	—	17,800	—	23,925	
算定額	外国旅行分 (航空費 現地交通費 当宿泊料 支度料 雜費(空港税等))	88,000 20,000 33,600 86,000 43,120 4,750	88,000 20,000 33,600 86,000 — 4,750	88,000 20,000 33,600 86,000 43,120 4,750							
	計	300,317	251,270	293,270	293,270	293,270	293,270	293,270	293,270	299,395	

(注) 視察日程中の現地時間は、出発前の予定時間である。

監査委員事務局

○公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により長野市居町72番地1 清水由紀子ほか44名から提出された住民監査請求について、同条第3項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表する。

平成14年7月8日

長野県監査委員	島 田 基 正
同	柳 沢 政 安
同	内 田 雄 治
同	柳 澤 賢 二

14監査第21-3号
平成14年7月1日

(請求人代理人) 様

長野県監査委員	島 田 基 正
同	柳 沢 政 安
同	内 田 雄 治
同	柳 澤 賢 二

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成14年4月30日に提出のあった、平成13年6月10日から6月14日までの間に実施された東南アジア経済事情地方行政視察に関する標記請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第3項の規定により、別紙のとおり監査結果を通知します。

(別紙)

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

長野市居町72番地1 清水由紀子ほか44名（別記のとおり）

請求人代理人

岡谷市本町2丁目6番36号 弁護士 松村文夫

長野市大字長野旭町1098番地 弁護士 内村 修

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成14年4月30日である。

3 請求の内容

提出された長野県職員措置請求書による請求の要旨は、次のとおりである（原文のまま）。

請求の要旨

長野県議会議員塩沢昭、同大和代八、同望月雄内、同服部宏昭、同萩原清、同母袋創一、及び同寺島義幸の7名が、平成13年6月10日から同14日までの5日間、タイ王国で行った「東南アジア経済事情地方行政視察」は、旅費として合計140万円（公費の支出限度は1人20万円）の公金を知事、支出手続担当者らをして支出させた。

本件視察は、「東南アジア進出企業の視察、タイ保健省表敬等」を調査目的としたものであるが、実際には、視察は1日間のみしかおこなわれず、残りは、「バンコック郊外視察」「バンコック市内視察」という名目で、水上マーケット、ナコンパトム、エメラルド寺院、アユタヤ遺跡、バンパイン遺跡などの観光に終始している。

本件視察は、直前の5月13日から5日間の日程で行われたタイ王国、並びに5月27日から6日間の日程で行われたタイ王国・カンボジア王国の、各「東南アジア経済事情地方行政視察」とともに、視察制度（「海外視察・奇数期」）、視察対象国、視察期間、視察内容・目的などからすると、極めて類似した「視察」内容であり、公務性がないといえるものである。

このように、観光に終始した公務性のない「視察」に対して公金を支出することは、明らかに違法不当である。

知事は、違法不当な公金を費消した上記7名に対して、その返還を求める権利と義務を有するものである。

よって、監査委員は、知事に対して、次のとおり勧告するよう求める。

記

知事は、上記旅行をした者に対し、旅費全額を長野県に返還するよう請求すること。

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成14年4月30日にこれを受理した。

5 請求人等の証拠の提出及び陳述

請求人及び請求人代理人に対して、法第242条第5項の規定により、平成14年5月23日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成13年6月10日から6月14日までの間に実施された県議会議員（以下「議員」という。）の東南アジア経済事情地方行政視察（以下「本件視察」という。）に係る旅費の支出について監査対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局について監査を実施した。

3 関係人調査

法第199条第8項の規定により、海外視察を行った議員に対して、報告書に関し補足する点等を文書により照会するとともに、寺島義幸議員から聞き取りを行った。

また、本件視察の旅行業務を扱った旅行代理店に対して、文書照会による調査を行った。

第3 監査の結果

監査対象事項は、請求人が主張する違法、不当なものではなく、本件請求には、理由がない。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する条例又は規則等との照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取並びに関係人調査を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 議員海外視察の手続について

議員海外渡航制度は、長野県議会議員海外渡航実施申合せ事項（平成3年7月2日議会運営委員会決定）等に基づいており、本件視察は定められた手続に従い、次のとおり実施されていることが確認された。

なお、この制度は、平成14年4月1日に改正が行われている。

ア 議員による海外視察の計画策定

イ 議長への海外行政視察実施計画書の提出

ウ 議会運営委員会への協議

エ 海外視察の実施

オ 議長への報告書の提出

(2) 本件視察の概要について

本件視察は、議員当選回数が奇数期の議員を対象とした「東南アジア地域における海外渡航」の制度により実施されたもので、視察を行った議員及び海外行政視察実施計画書に記載されている視察期間等は次のとおりである。また、視察の概要については別紙のとおりである。

ア 視察議員 塩沢昭、大和代八、望月雄内、服部宏昭、萩原清、寺島義幸各議

員及び母袋創一前議員

- イ 観察期間 平成13年6月10日～6月14日
ウ 観察先国 タイ王国
エ 調査目的 東南アジア経済事情地方行政視察
オ 調査項目 東南アジア進出企業の視察、タイ保健省表敬、タイ国立伝染病院表敬

(3) 本件視察に係る旅費の支出状況

議員の外国旅行の旅費については、特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年長野県条例第75号）第10条の規定により、その都度定めることとされており、本件視察については、議員一人当たり200,000円、総額で1,400,000円の旅費が支給されている。

これらの旅費に係る会計処理については、搭乗券の一部に保存がないものが認められた以外は、関係条例、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定に従い行われていることが確認された。

2 判断

事実関係の確認に基づき、以下のとおり判断する。

国際化が進展する今日、議員が海外の行政事情の正確な知識を習得し、教養を深めるために海外視察を行い、その議会活動の能力を高め、議会活動に役立たせることは、県民の利益にもつながるものと考えられるため、目的や効果等を勘案して合理的な必要性がある場合には、海外視察が認められるものである。

判例においても、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために必要な限度で広範な権能を有し、合理的な必要性があるときはその裁量により議員を海外に派遣することができる」（昭和63年3月10日最高裁判決、平成9年9月30日最高裁判決も同旨）とされているところである。

しかしながら、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならず（法第2条）、その経費は目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて支出してはならないとされており（地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条）、このような法の趣旨を踏まえると、議会が実施を決定した海外視察といえども、その内容が視察の目的、態様、効果等に照らして社会通念上妥当なものであることが必要である。

請求人は、観光に終始した公務性のない視察に対して公金を支出することは、違法不当であると主張している。

視察と観光旅行を外形的に区別することは容易ではないが、公費を支出して行われる海外視察は、最大の効果を得るための事前の計画の策定、準備、視察の実施状況、成果等を、全体的に見てその妥当性を評価すべきものと考える。

本件視察については、海外行政視察実施計画書によると、調査目的は東南アジア経済事情地方行政視察となっている。視察報告書並びに関係人からの聞き取り及び提出された補足説明資料によると、本件視察においては、アジア通貨危機後、経済の回復過程にあるタイ経済の状況について調査が行われている。JETROバンコックセンターでは、所長からタイの経済概況や日系企業が果たしている役割等について説明を受けるとともに、意見交換を行っている。また、本県から進出した企業の工場を訪問したり、企業の社長との懇談を行い、進出時の状況や企業の現況を調査するとともに、バンコック長野県人会の会長や役員など、タイにおいて活躍する本県の関係者と懇談し交流を深めている。

また、タイにおける医療制度について調査が行われており、タイ保健省では事務次官や担当職員から、全国民に均等に医療を行うことができない現状にあるタイの医療事情について説明を受けるとともに、併設されているタイ国立伝染病院を訪問し、国の中核病院として機能する本病院において肺結核やエイズ関係の病棟を視察している。

さらに、観光地における観光産業の振興について視察が行われており、バンコック郊外の水上マーケットでは、いろいろな要素を組み合わせて観光振興が図られている点を捉え、成熟しきった縦割構造といわれる組織や考え方ではなく、農業、商工業、観光業の横の連携による中山間農業農村地域の産業振興という視点から視察を行っている。エメラルド寺院では、仏教が生活のすみずみまで浸透し、高い価値観が培われているタイの実情を視察している。

このように、本件視察は、本県における行政課題に関連してタイの経済や社会状況等について視察するために計画され、実施されたものであることが認められる。視察日程を見ると、本県から進出した企業等の訪問調査のほかに、世界的な遺跡や寺院等の見聞による調査が主体となっている視察箇所も少なくないが、関係人から視察の状況を確認したところ、これらの視察箇所においても、参加した議員が統一的な行動をしており、視察目的に沿ってそれぞれの議員が政策判断に資するための視点から視察を行っているものと認められる。また、議員自身が実際に様々な見聞をすることにより、知識、教養を豊かなものにし、職務を行う上で有意義であったと推測され、本件視察について全体的に見ると、公務性が一概に否定されるものではなく、本件視察を不当とまでいうことはできない。

以上のことから、請求人の主張は認められない。

(別記)

請求人

住 所	氏 名
長野市居町72番地1	清水由紀子
長野市大字檀田26番地3	岩田弘子
飯山市大字飯山1973番地15	関口聖一
長野市大字小柴見142番地の54	宮尾敬子
上田市大字上田原1237番地34	堀之内優子
長野市稻里町中氷鉋953番地7	久保田倫子
須坂市大字須坂1479番地	堀内旬子
長野市中越2丁目15番8号	出口公宣
埴科郡坂城町大字南条808番地の2	山崎陸人
長野市大字南長池917番地	森山昌子
上高井郡小布施町大字飯田154番地6	小林見法
長野市川中島町四ツ屋1406番地1	塚田美知江
上水内郡牟礼村大字豊野1429番地120	田中雅雄
長野市上松3丁目39番14号	江原米子
長野市上松3丁目5番19-9号	中谷仁美
長野市大字稲田716番地の14	田中静身
中野市大字岩船296番地1	田中孝
長野市大字富竹872番地	近藤正
長野市篠ノ井布施高田26番地7	三井多美子
長野市川中島町今里868番地54	山崎和代
上田市中央北1丁目1番9号	高村裕
長野市篠ノ井岡田2985番地	高宮沢久
木曾郡楳川村大字贊川1582番地	小澤彰一
上高井郡小布施町大字小布施854番地39	倉科浩彰
長野市大字安茂里1150番地4	山口貞子
長野市皆神台169番地	清水弘子
長野市川中島町今里1547番地	山崎千鶴子
長野市大字北長池350番地	舟田弘子
長野市大字若槻団地1番地93	田嶋季晴
長野市大字南堀26番地の20	山岸堅磐
長野市合戦場2丁目51番地	赤羽豊喜
長野市篠ノ井布施五明1番地23	永原征夫
須坂市明徳12番地の3	前島章良

1019 平成14年7月8日(月)

長野県報

(第3種郵便物認可)

長野市宮沖185番地	傳田 紀昭
長野市吉田4丁目25番46号	藤沢 薫
長野市大字西尾張部517番地	井上 淑子
長野市三輪2丁目34番11号	竹内 哲雄
長野市大字南長野西後町625番地の6	竹村 利幸
長野市青木島町綱島109番地15	坂口 幸隆
長野市桐原2丁目13番21号	宮澤 国夫
長野市大字稻葉2748番地7	近藤 けさ子
長野市若穂保科2865番地24	若林 律子
更埴市大字森2590番地12	中村 宏美
長野市大字東和田749番地6	今井 和子
長野市大字富竹545番地3	小林 美喜江

(別紙) 東南アジア経済事情地方行政視察の概要

年 度	平成13年度	渡航名	東南アジア経済事情地方行政視察		
主 催	長野県議会				
旅 行 期 間	平成13年6月10日(日)～6月14日(木)			5 日間	渡航先 タイ王国
議員氏名	塩沢 昭、大和代八、望月雄内、服部宏昭、萩原 清、母袋創一、寺島義幸				
隨行者等	随行なし				
実施計画書の内容	1 観察期間	平成13年6月10日～6月14日(5日間)			
	2 観察先国	タイ王国			
	3 調査目的	東南アジア経済事情地方行政視察			
	4 調査項目	東南アジア進出企業の視察、タイ保健省表敬、タイ国立伝染病院表敬			
議会運営委員会への協議	平成13年4月18日				
旅行前の経過				内 容	
観察日程	月 日	地 名	現地時間	交通機関	
	6／9(土)	成田泊			
1	10(日)	成田発 バンコック着	11:00 16:00	航空機	

	2	11(月)	バンコック	専用車	バンコック郊外観察 ・水上マーケット ・ナコンパトム バンコック市内観察 ・エメラルド寺院 ・暁の寺院
	3	12(火)	バンコック	専用車	ミネベア㈱現地工場視察 タイ保健省及び国立伝染病院訪問 JETROバンコクセンター訪問 バンコック長野県人会との懇談
	4	13(水)	バンコック発 アユタヤ着	船	バンコック郊外遺跡視察 ・アユタヤ遺跡 ・バンコイン遺跡
	4	13(水)	アユタヤ発 バンコック着	専用車	(株)セイコーホームバンス現地工場社長との懇談
	5	14(木)	バンコック発 成田着	航空機	8:35 16:05

旅 行 命 令 支 出 額 (円)		起 票 年 月 日 平成13年5月15日		旅 費						旅 費			旅 費				
		支 給 額		名		塩沢 昭	大和代八	望月雄内	服部宏昭	萩原 清	母袋創一	寺島義幸	計				
(参考)	国内旅行分	運賃	額	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,400,000				
	宿泊料	当日		26,700 3,000 13,300	25,020 3,000 13,300	25,440 3,000 13,300	25,240 3,000 13,300	25,707 3,000 13,300	19,400 3,000 13,300	19,772 3,000 13,300							
算定額	旅費	航空賃 現地交通費 当日宿泊料 支度料 雜費(空港税等)		68,000 21,000 28,000 68,800 43,120 3,540													
		計		275,460	273,780	274,200	230,880	274,467	268,160	268,532							

(注) 視察日程中の現地時間は、出発前の予定時間である。

監査委員事務局